

HOKKAIDO WOOD ロゴマーク等の使用に係る Q&A

Q 1 ロゴマーク及びキャッチフレーズの目的は何か。

A 1 道産木材製品を国内・海外において広くPRし、販路拡大を図ることを目的として、道産木材製品販路拡大協議会で作成したものです。

Q 2 道産木材製品の定義とは。

A 2 以下の2つの条件を満たす製品を「道産木材製品」とします。

- ①北海道の森林で産出された原料を一部又は全部に使用していること
- ②道内で加工されていること

加工工程の一部が道内で行われているものも、道内で加工されていることに含まれます。

- (例)・道産丸太を道内の工場で製材したもの(道産木材)を材料として使用し、道外で加工した製品。→加工工程の一部(製材)は道内で行われているので○
- ・一部に道産木材を材料として使用し、道内で加工された製品。→○
 - ・道産丸太を道外に移出し、全ての工程を道外で加工された製品。→×
 - ・外材を材料として使用し、道内で加工された製品。→×

Q 3 ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用できるのはどのような場合か。

A 3 製造、加工、販売等、道産木材製品を取り扱っている又は道産木材製品の使用や販路拡大に賛同する企業、団体、個人などが、たとえば以下のような場合にご使用いただけます。使用には届出が必要です。

- (例)・自社で取り扱う道産木材製品や、そのパッケージにロゴマークを表示し、北海道産であることをPRする。
- ・会社案内用パンフレットにロゴマークを使用し、道産木材製品を取り扱っていることをPRする。
 - ・展示会等で配布する販促グッズにロゴマークを使用し、道産木材製品を取り扱っていることをPRする。
 - ・道産木材製品の使用を推進する目的で、ホームページにロゴマークを使用する。

なお、個人の名刺やSNSでの発信など、個人における非営利の情報発信に使

用する場合は、その発信内容が道産木材製品のPRと販路拡大に資するものであれば、届け出せずにご使用いただけます。

Q 4 北海道産の原木にも使用できるのか。

A 4 ロゴマーク及びキャッチフレーズは、道産木材製品を使用対象としています。丸太ではなく付加価値の高い製品という形での販路拡大を目的としています。

Q 5 届出内容が不適合かどうかは、使用開始希望日前日まで分からないのか。

A 5 届出内容が不適合の場合は、使用開始希望日前日までに協議会から通知することとしています。

よって、届出は使用開始希望日の2週間前までとされていますが、実際に使用を開始するための準備（印刷等）期間等も考慮して、余裕をもった使用開始希望日の設定や届出をお願いいたします。

なお、事情により使用開始希望日前日より前に使用の可否を知る必要が生じた場合は、協議会にご相談ください。

Q 6 キャッチフレーズを使用する場合も届出が必要か。

A 6 キャッチフレーズの使用には届出は必要ありません。

ただし、ロゴマークのパターンとしてデザインされたD1～D3タイプを使用する場合は、届出が必要です。

Q 7 使用責任者や住所が変更になったが、どのような手続きが必要か。使用を止めたときは届出が必要か。

A 7 使用責任者や住所、ロゴマークの使用目的、使用方法など、届出内容に変更が生じた場合は、原則その都度、協議会事務局へ電話又はメールでご連絡をお願いいたします。ただし、届出担当者の変更など、軽微な変更については連絡は必要ありません。

<協議会事務局> 北海道木材産業協同組合連合会

電話 011-251-0683 E-mail doumokuren@woodplaza.or.jp

Q 8 印刷業者（製造者）が発注元の依頼（指示）によって使用する場合は、印刷業者からの届出でもよいか。

A 8 ロゴマークを実際に使用する企業、団体、個人等から届出をするものであるため、発注元が届出してください。